

定 款  
第 1 章 総 貝リ

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社グルメ杵屋と称し、英文では  
GOURMET KINEYA CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること
- 2 納食業
- 3 飲食店および食品店の経営
- 4 食料品の加工および販売
- 5 旅館およびホテルの経営
- 6 土地、建物、店舗および駐車場の売買、賃貸および仲介業務
- 7 文化教室、学習塾の経営および講演会、セミナーの企画、運営
- 8 鉄道事業、索道事業および自動車運送事業
- 9 フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集および指導業務
- 10 飲食店運営に関するコンサルティング業務
- 11 通関業および保税倉庫業
- 12 卸売業
- 13 地方卸売市場の経営および管理
- 14 生命保険代理業および損害保険代理業
- 15 労働者派遣事業
- 16 日本語学校および語学学校の経営
- 17 インターネット販売関連業務
- 18 有料職業紹介事業
- 19 上記に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 指名委員会、監査委員会および報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）
- 3 執行役
- 4 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当会社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利
- 4 次条に掲げる権利

（単元未満株式の売渡請求）

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規程）

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役または執行役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該取締役または執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 务省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3

分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。  
(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会議長)

第23条 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会議長1名を選任する。

(取締役会の招集権者)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。

2. 取締役会議長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、そ

の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名する。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことにおいて、取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 指名委員会等

(指名委員会等の委員の選定)

第30条 指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(指名委員会等に関する規則)

第31条 指名委員会等に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるものほか、各指名委員会等が定める委員会規程等による。

## 第6章 執行役

(執行役の員数)

第32条 当会社の執行役は、1名以上とする。

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議により選任する。

(執行役の任期)

第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第35条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役1名以上を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役、および常務執行役を各若干名定めることができる。

(執行役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

(執行役に関する規則)

第37条 執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める役員規程による。

## 第7章 言十 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行うことができる。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第41条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

## 附 貝リ

本規程は2024年6月25日改定実施する。